

開成町議会広報発行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、開成町議会広報を定期的に発行することにより、開成町議会の審議状況、活動等について町民に周知を図ることを目的とする。

(議会広報の発行)

第2条 開成町議会広報として、開成町議会だより（以下「議会だより」という。）を発行する。

2 議会だよりは毎年2月、5月、8月及び11月に発行する。ただし、必要に応じて発行時期を変更し、又は臨時に発行することができる。

(議会広報の発行責任)

第3条 議会だよりの発行責任者は、議長とする。

(編集の庶務)

第4条 議会だよりの編集の庶務は、議会事務局がこれに当たる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、議会だよりの発行計画、掲載項目及び編集に関して必要な事項は、広報分科会において決定する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。